

議員提出議案第 6 号

議案第 47 号「令和 6 年度広陵町一般会計補正予算（第 5 号）」
に対する附帯決議について

上記の案件を別紙のとおり、広陵町議会会議規則第 13 条の規定により提出
します。

令和 6 年 9 月 26 日提出

提出者	広陵町議会議員	千 北 慎 也
賛成者	同	小 西 栄 枝

議案第４７号「令和６年度広陵町一般会計補正予算（第５号）」 に対する附帯決議

同補正予算中に、令和６年度中央公民館整備事業ＰＦＩアドバイザリー業務委託料、１，０００万円、令和７年度の債務負担行為として、同業務の委託料として上限７００万円が計上されています。当事業は広陵中央公民館の再整備を行うに当たり、「はしお元気村」に公民館機能を付加するための基本計画の策定、民間事業者の導入可能性調査から契約に関する諸手続きや資料作成等につき２か年のＰＦＩ事業として委託するものであり、広陵中央公民館再整備事業を具体的に推進するための予算といえます。

一方で、広陵中央公民館の再整備に関しては、平成２９年に「中央公民館建替えを要望する会」から「広陵中央公民館の早期の建て替に関する要望書」が提出されるなど、様々な立場でそれぞれのご意見の方がおられます。少くない予算を投じ、中央公民館の再整備に臨むに当たっては、自治基本条例を制定し「対話と協働のまちづくり」を標榜する本町としては丁寧な対話と住民合意の形成を期待するところであります。

したがって、可決された本予算中の「広陵中央公民館整備事業ＰＦＩアドバイザリー業務」の執行については、以下の事項に従い取り組むことを要望いたします。

記

- １ 中央公民館の利用者等、利害関係者への誠実な説明を実施すること
- ２ 機能移転後の施設の活用方法や、新複合施設整備の基本計画の策定にあたっては、十分な時間的余裕をもち、広く町民の意見を募る機会を複数媒体で設けること

以上、決議する。

令和６年９月２６日

奈良県広陵町議会